**フランスへの貨物の輸入の規定**

**フランスの主たる住居への移送物**

１. **貨物が通関手続地に到着する１０日前までにBIARDに次の書類を提出してください：**

• パスポートコピー

• パッキングリスト（フランス語、価格はユーロで表記）

• 非売証明証

• フランス領事館発行の住居変更証明証（フランス入国日と住居変更日を明記しているもの）

• 勤め先からの移転証明書（雇用日と移転日を明記しているもの）

• フランス住民だと証明する書類（電気料金の請求書など）

**2.　税関規定**

以下の条件を満たせば関税はかかりません：

• 輸入者の海外滞在期間は１年以上。

• 自動車を含む所持品は輸入者により６ヶ月以上使用されている。

**3.　備考**

• 荷物は輸入者が新住居に移転した日から１２ヶ月以内に輸入されなくてはなりません。

• 幾つかに分けて積送する場合、一番最初の積送で税関に出すパッキングリストに全ての荷物を明記してください。

**フランスの別宅への移送物**

１. **貨物が通関手続地に到着する１０日前までにBIARDに次の書類を提出してください：**

• 認可証明書（別宅が位置する地域の税関重役会が発行したものの原本を３部）

• パッキングリスト（フランス語、価格はユーロで表記、日付と署名付き）

• 賃貸契約書または不動産所有証明書

• 海外永住権の証明書

• 非売証明証

**2.　税関規定**

以下の条件を満たせば関税はかかりません：

• 所持品は輸入者によりEU外の国で６ヶ月以上使用されている。

• 輸入者がEU外の永住者ならば、フランスの別宅を最低一年間所持している。

輸入時から２年以内の間に別宅を手放す場合、EU国以外の国からの輸入品に対して税金を支払わなければなりません。

**3.　備考**

• 輸入品は最低２年間輸入者の手元を離れてはいけません。高価な品の場合１０年間です。

• 預金の保証が必要になる可能性があります。

• EU国外からの輸入の場合、関税は免税される場合がありますが、VAT（付加価格税）はいかなるケースでも課されます。

**遺産**

**１. 貨物が通関手続地に到着する１０日前までにBIARDに次の書類を提出してください：**

• 輸入者が輸入する品を相続したことを記す証明書（パッキングリスト付き）

• インボイス（原本２部）＊日付と署名付き

• 輸入者がフランスに居住していることを示す証明書

• 非売証明証（輸入者の署名付き）

**2.　税関規定**

遺産の輸入には関税はかかりません。

**3.　備考**

相続品は２年の相続期間中に輸入してください。

**自動車**

**１. 貨物が通関手続地に到着する１０日前までにBIARDに次の書類を提出してください:**

• パスポートコピー

• パッキングリスト（フランス語、価格はユーロで表記）

• 非売証明証

• フランス領事館発行の住居変更証明証（フランス入国日と住居変更日を明記しているもの）

• 勤め先からの移転証明書（雇用日と移転日を明記しているもの）

• フランス住民だと証明する書類（電気料金の請求書など）

• 発送者名義の自動車の権利証

• 自動車購入の領収書

**２.　税関規定**

主たる住居への移送の場合は免税されます。

**３. 備考**

発送者名義の自動車の権利証と自動車購入の領収書は発送予定日の最低６ヶ月前に発行されなくてはなりません。発送者は発送国で最低１年の滞在期間を経てからでないと輸入できません。